

地域密着型通所介護重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 04-7093-2902 (午前8時30分～午後5時30分)

担 当 管理者 鈴木 栄子 生活相談員 大谷 雅代

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 「デイサービスセンターふく笑らいの概要」

(1) 事業所の名称・所在地等

事業所名	デイサービスセンター ふく笑らい
所在地	千葉県鴨川市太海1832番地19
介護保険指定事業者番号	通所介護（鴨川市 1272800424 号）
サービスを提供する地域	鴨川市・南房総市

☆上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

※ () 内、男性再掲

	常 勤	非常勤	計
管 理 者	1 名	0 名	1 名
生 活 相 談 員	2 名	0 名	2 名
機 能 訓 練 指 導 員 (看 護 師) ※管理者、看護師と兼務	1 名	0 名	1 名
介 護 職 員	2 名	9 名	11 名
送 迎 職 員	0 名	5 名 (5 名)	5 名

(3) 事業所設備等

定員	18 名	静養室	1 室
食堂兼機能訓練室	1 室	相談室	1 室
浴室	個浴槽 2 室	送迎車	6 台

(4) 営業時間及び営業時間

営業日	日・月・火・水・木・金・土曜日とする。 年末年始（12/31～1/3）までは除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前8時30分～午後4時15分
延長サービス提供時間	12時間まで延長加算あり ※要相談

3. 提供するサービス内容

- | | |
|------|----------------|
| ① 送迎 | ④ 機能訓練（生活リハビリ） |
| ② 食事 | ⑤ 生活相談 |
| ③ 入浴 | ⑥ レクリエーション 等 |

4. 利用料金

（1）基本料金

利用料（1日あたりの利用料金）

介護度	利用料金	入浴 加算 I	個 別 機 能 訓 練 加 算 I ロ	サービス 提供体制 強化加算 I	処遇改善 加算 I
要介護 1	7,530 円 (753 円)	400 円 (40 円)	560 円 (56 円)	220 円 (22 円)	総利用額 の 9.2%を算定 (負担割合に応 じた額)
要介護 2	8,900 円 (890 円)				
要介護 3	10,320 円 (1,032 円)				
要介護 4	11,720 円 (1,172 円)				
要介護 5	13,120 円 (1,312 円)				

（2）その他、保険外自己負担となるもの

- | | | |
|------------------------|-------|---------|
| ① 昼食代（おやつ含） | 1 日 | 550 円 |
| ② 洗濯代行 ※止むを得ない理由のある方のみ | 1 回 | 100 円 |
| ③ 理・美容代 （希望者） | カットのみ | 2,000 円 |
| ④ おむつ代 | 1 律 | 100 円 |

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、通所介護計画書を作成しサービス提供を開始します。

（2）サービスの終了

- ・利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了する 1 週間までに文章でお申し出ください。

- ・当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、

地域の他の通所介護事業所をご紹介します。

・自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
- ・利用者様が保険者資格を喪失した場合

6. その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合・利用者様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合利用者様は文章で解約をすることによって直ぐにサービスを終了することが出来ます。
- ・利用者様がサービス利用料金を3カ月以上延滞し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず10日以内に支払われなかった場合、または利用者様や家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより直ぐにサービスを終了させて頂く場合があります。

7. 通所介護サービスの運営方針

事業所の通所介護従業者は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

・緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者への連絡をいたします。

医療機関 ()

主治医 ()

家族緊急連絡先 ()

8. 非常災害対策

- ・防火設備
- ・防災訓練（年に2回実施）
- ・防災時の対応

9. 虐待の防止について 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者） による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. サービス内容に関する苦情

担当窓口

デイサービスセンターふく笑らい	管理者	鈴木 栄子
	生活相談員	大谷 雅代
特定非営利活動法人ふく笑らい	代表理事	根本 羊子
	連絡先	04-7093-2902

☆その他の苦情相談窓口

- ・鴨川市福祉総合相談センター 04-7093-7111
- ・千葉県国保連合会介護保険課苦情処理係 043-254-7428

11. 事業所の概要

法人種別・名称	特定非営利活動法人 ふく笑らい
代表者	代表理事 根本 羊子
所在地	千葉県鴨川市太海1832番地35
電話番号	04-7093-2902
定款に定めた事業	・地域密着型通所介護事業（1拠点） ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業

令和 年 月 日

(事業者)

通所介護サービスの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 千葉県鴨川市太海1832番地19

名 称 デイサービスセンターふく笑らい

代表者 代表理事 根 本 羊 子 印

説明者

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(代理人)

住 所

氏 名 _____ 印 _____